

発議案第12号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月18日

提出者	上越市議会議員	笹川栄一
賛成者	同	石田裕一
同	同	内山米六
同	同	柳沢周治
同	同	橋爪法一
同	同	杉田勝典
同	同	塚田隆敏
同	同	江口修一
同	同	永島義雄
同	同	石平春彦

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税に変更されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に対する免税制度は、平成24年3月末をもって廃止されることになっていましたが、平成24年の税制改正により3年間延長され、平成27年3月末までの措置とされています。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、採石場内の重機等に使用される軽油は免税が認められてきました。特に、本県の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車等に使用する軽油が免税となり、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっています。

しかしながら、免税軽油制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、本県の観光及び経済や地域雇用にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

よって、国会並びに政府におかれては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月18日

上 越 市 議 会